

■ 会議録

1 開会

- 午後3時00分、月井教育長が那須塩原市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、令和4年第5回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

○月井教育長

それでは、令和4年第5回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○月井教育長

桜前線は今年も足早に日本列島を駆け上がっていきまして、那須塩原はまばゆいばかりの新緑に包まれております。万物が躍動する、まさに春本番を迎えておりまして、新学期が始まって3週間が過ぎようとしているところであります。教育委員会といたしましても、定期異動で職員の配置が変わりました。力強いメンバーを迎えまして、新しい体制のもと順調な滑り出しができていていると思っております。

先週、市内4つの中学校が、感染対策に万全を期したうえで、京都・奈良方面への修学旅行に出かけ、無事に戻ってくることができました。各校では、宿泊学習や遠足なども、同様に感染対策を講じながら実施しておりまして、少しずついつもの春の景色が戻ってきているところであります。

ただ、栃木県内では新型コロナウイルスの新規感染者数が高止まりの状況にありまして、県全体としましても「警戒度・レベル2」を維持しており、全く気を緩めることのできない状況が続いております。

そのような中でも、本市においては「ニューノーマル」を意識し、どうやればできるのか、何ができるのかを検討しながら、可能な限り各種事業を実行していくという方向であります。

今後ともしっかりと体制を整えて進んでまいりますので、教育委員の皆様方におかれましては、引き続き本市教育の振興・充実のためにお力添えをいただきますようお願いいたします。

さて、本日は、「那須塩原市オンライン学習用モバイルルータ等貸出要綱の制定について」を含め議案が1件、報告事項が2件ございますので、効率的な審議ができますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 月井教育長が令和4年第4回定例会の議事録の承認を求め、神島委員及び臼井委員が内容に異議なく会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○月井教育長

続きまして、次第の4「教育長報告」に入ります。ここで皆様にお諮りいたします。本報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思います。

なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要でございますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 職務代理者の指名

○月井教育長

それでは、次に、次第の5 職務代理者の指名に入ります。

職務代理者につきましては、これまで田村委員にその任を担っていただきました。新年度となったことから、改めて「那須塩原市教育委員会 会議規則第4条」の規定に基づき、私から指名させていただきます。

職務代理者につきましては、引き続き、田村委員にお願いしたいと思いますが、田村委員、よろしいでしょうか。

○田村委員

承知しました。

○月井教育長

ありがとうございます。ここで、田村委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○田村委員

職務代理者を継続させていただくことになりました。今はまだ、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されている中ではありますが、職務に全うできるようにがんばりますので、よろしくお願いいたします。

○月井教育長

田村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

6 付議事件

＜議案第16号について＞

○月井教育長

次に次第の6付議事件に入らせていただきます。

はじめに、議案第16号「那須塩原市オンライン学習用モバイルルータ等貸出要綱の制定について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

オンライン学習用モバイルルータ等を対象者に貸し出すため、那須塩原市オンライン学習用モバイルルータ等貸出要綱を制定するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問等をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

はい、大澤委員。

○大澤委員

貸出期間が3か月以内となっており、この期間内に御家庭でなんとか導入していただけることが理想だと思いますが、経済的な理由で導入が難しい御家庭については、期間の延長は認められないのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

モバイルルータは、一回限り貸し出すこととしており、3か月以内に御家庭で導入していただくことを目的としております。

○月井教育長

はい、大澤委員。

○大澤委員

金銭的な理由により、3か月以内に導入できない世帯もあるのではないかと思います。3か月で貸出を打ち切って、その後、オンライン学習ができない状況になってしまうとこの制度の趣旨が生かされないのではないかと考えます。台数に余裕があれば、今後、期間の延長を御検討いただきたいと思います。

○月井教育長

御意見、ありがとうございました。

はい、学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐

経済的な理由で通信環境が整えられない御家庭への配慮ということでございますが、この制度につきましては、設備的なところで、まず、モバイルルータの導入を誘導させていただくという趣旨で、3か月間の貸出をするものです。

経済的困窮の世帯に対しては、3月の定例会において、「那須塩原市就学援助費認定交付要綱の一部改正について」を上程し、準用保護世帯に対して、今年4月から、学習通信費用ということで年額14,000円を給付させていただく仕組みを整えております。

○月井教育長

はい、大澤委員。

○大澤委員

そういった流れでスムーズに導入していければということですね。

○月井教育長

年額14,000円の給付ですので、通信費用の一部ではありますが、この補助を活用し、御家庭で機器を導入していただきたいと思います。今後は、対象世帯の状況をよく確認してまいります。

○大澤委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○月井教育長

その他、いかがでしょうか。

はい、田村委員。

○田村委員

学習用モバイルルータということは、学校から配布されたタブレットのみ通信できるような設定になっているのでしょうか。オンラインゲームなどにも使えると、本来の趣旨からは外れてしまいますが、その辺の対策はどのようになっているのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

貸し出しするモバイルルータは、学校から配布されたタブレットのみ接続できる設定になっております。

○月井教育長

その他、いかがでしょうか。

はい、神島委員。

○神島委員

機器は、市が購入するのではなく、リース方式となるのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

機器はリースとし、貸出希望のあった台数を借りることとしております。

○月井教育長

はい、神島委員。

○神島委員

そうすると、機器は自動的に更新されていくのでしょうか。260台の貸出を見込んでいるとのことですが、この台数は、次年度以降も同様になるのでしょうか。

○月井教育長

はい、学校教育課長補佐。

○学校教育課長補佐

今年度は初年度ですので260台ですが、次年度以降は、新就学児と転入生のみを対象としますので、台数は減っていく予定です。

○月井教育長

その他、いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、議案第16号「那須塩原市オンライン学習用モバイルルータ等貸出要綱の制定について」は、原案のとおりとすることに御異議ございませんか。

○委員全員

異議ありません。

○月井教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜報告第１１号、報告第１２号について＞

○月井教育長

続きまして、報告第１１号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第１２号「令和４年度準要保護児童生徒の認定について」は、関連がございますので一括して事務局から説明を求めます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第１１号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

【報告理由（報告第１２号）】

生活保護法第６条第２項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からあった準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○月井教育長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、委員の皆様の御意見、御質問等をお伺いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○月井教育長

それでは、本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和４年第５回教育委員会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

以上